

令和六年第十五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年八月二十七日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和六年第十五回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

まず、次第の1、令和六年第十四回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案二件、採択二件、事務局からの報告が十件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十号 区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立瀬田小学校新校舎用給食用厨房機器）の取得）

○知久教育長 議案第四十号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第四十号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立瀬田小学校新校舎用給食用厨房機器）の取得）について御説明をいたします。

本件は、令和六年第三回区議会定例会に契約議案として提出予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

資料の四ページ目を御覧ください。現在、改築工事中の瀬田小学校の新校舎用の給食用厨房機器を購入する契約をするものでございます。

令和六年七月十七日に指名競争入札を行い、契約金額は七千七十三万円で、契約相手方は株式会社中西製作所東京支店で、納期は令和七年二月二十八日でございます。

六ページ目に参考として入札経過調書を添付してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第四十号につきまして採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立瀬田小学校新校舎用一般什器、備品等）の取得）

○知久教育長 議案第四十一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 私から、議案第四十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立瀬田小学校新校舎用一般什器、備品等）の取得）について御説明をいたします。

本件は、令和六年第三回区議会定例会に契約議案として提出予定でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまし

て、区長から意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

右肩四ページを御覧ください。現在、改築工事中の瀬田小学校の新校舎用の一般什器、備品等を購入するために契約するものでございます。

令和六年七月十七日に指名競争入札を行い、契約金額は一億四千六十九万円で、契約相手方は株式会社ヤナギ、納期は令和七年三月三十一日でございます。

六ページに参考といたしまして入札経過調書を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第四十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第三 採択第二号 令和七年度使用世田谷区立小学校教科用図書採択

○知久教育長 採択第二号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、採択第二号、令和七年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択について御説明いたします。

右肩二ページを御覧ください。本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和七年度に区立小学校で使用する教科用

図書を採択していただくものがございます。

参考資料、令和七年度使用教科書の採択事務処理について（通知）、1の(1)小学校用教科書の採択についてを御覧ください。今年度の区立小学校用の教科書の採択につきましては、昨年度に採択いただいた教科書と同一の教科書を採択しなければならぬということです。

二ページにお戻りいただきまして、2の採択の内容に、令和五年度採択し、令和六年度、区立小学校で使用している教科書の一覧を掲載してございます。

以上を踏まえまして、このとおり令和七年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択をお願いするものがございます。

私からは以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、採択第二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第四 採択第三号 令和七年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択

○知久教育長 採択第三号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、採択第三号、令和七年度使用世田谷区立小・

中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明いたします。

右肩二ページを御覧ください。本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和七年度に区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

右肩五ページの参考資料、世田谷区立小・中学校特別支援学級で使用する教科書を採択するための要綱を御確認ください。

その一でございますが、令和七年度に使用する世田谷区立中学校教科用図書につきましましては、採択替えがあり、先日の教育委員会にて決定しております。特別支援学級においても世田谷区で採択された検定教科書を使用することを原則としておりますが、学校教育法附則第九条の規定によりまして、入級する児童・生徒の障害の状況から、通常の学級で使用する教科書以外の一般の図書を教科用図書として扱うことができるものとされております。令和七年度の採択に向けまして、各特別支援学級設置校からは、各学級の実態を踏まえ、教科書として使用したい一般図書について申請があり、右肩三ページから四ページにかけての一覧になりますが、これを受けまして、八月五日に検討委員会を開催いたしました。

検討委員会では、各学校からの申請につきまして、特別支援学級の児童・生徒にふさわしい内容であるか、教科の目標に沿うものであるかななどの視点で検討を行いました。今年度、申請があった一般図書は、そのほとんどが東京都教育委員会が作成した調査研究資料におきまして使用が適切であるとリストアップされているものであり、検討委員会においても適切であると判断いたしました。また、東京都教育委員会の調査研究資料にリストアップされていなかった図書の本冊、三ページにございますナンバー33「ひとり立ちするための社会」、ナンバー54「まなびのずかん 基礎からしっかりわかるカンペキ！ 小学理科」につきましても内容が分かりやすく、検討委員会から適切であると

報告を受けてございます。

以上を踏まえまして、令和七年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書採択をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、採択第三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和六年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問につきまして御報告をさせていただきます。

資料一ページの1、議会日程等を御覧ください。令和六年第二回区議会定例会でございますが、代表質問は六月十日から十一日、一般質問は六月十一日から十二日にかけて行われました。

全ての質問及び答弁につきましては、区のホームページ上で九月上旬から閲覧が可能になる予定でございます。参考までに、第二回区議会定例会における教育（文教）領域の主な質問・答弁の要旨を資料二ページから四ページの別紙としてまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)駒沢一丁目一番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方について、本件に関し、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 それでは、駒沢一丁目一番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方につきまして御報告いたします。

1、主旨を御参照ください。本件につきましては、五月三十一日の教育委員会におきまして、当該土地利用に関する区の考え方を検討する旨及び旧林愛作邸の保存、活用への理解を促進する取組みを実施する旨を報告しました。その後、世田谷総合支所街づくり課、都市計画課等と検討を重ね、周辺住民の意見を聞きながら考え方を取りまとめましたので、報告するものです。

2、旧林愛作邸の概要は、記載のとおりでございます。

3、これまでの経緯ですが、前回の報告後の主なものとしましては、二ページ目に参りまして、七月に周辺住民を対象に現位置保存に向けた取組み等を説明する場を開催し、御意見をお聞きしました。また、八月には、所有者の御協力の下、周辺住民を対象に旧林愛作邸見学会を開催しました。見学会には九十名の区民の方に参加いただき、当課学芸員などから、ライト建築の特徴や当時の生活の様子などを解説を聞きながら見学をしていただきました。資料に記載はございませんが、参加者からは、近所に住んでいるながらこのような場所があることを初めて知ったといった意見のほか、建物の保存状態が気になる、修理

はしないのかなど現状を心配する声をいただきました。説明会や見学会の様子は所有者とも共有をしており、修理をはじめ、保存、活用に関する相談があった際には専門家を紹介し、共に検討するなど、所有者を支援していくこととしております。

4、上位計画の位置付けを御参照ください。世田谷区は、大規模な土地利用の転換などにつきましては、地区計画制度等を活用し、地区の特性に応じた土地利用を誘導することに対応方針としていることから、当該地区を都市整備方針の地域整備方針における今後まちづくりを優先的に進めていくアクションエリアに位置づけた上で、歴史的資産の現位置保存及び活用を目指したまちづくりを進めることとしております。

5、土地利用の基本的な考え方を御参照ください。当該地における土地利用に関する考え方に関しましては、主な内容を抜粋して記載しております。考え方の一つとしまして、旧林愛作邸の地域資源としての魅力を高めることを定め、これに基づき文化財保護制度に基づく指定や活用に向けた所有者との協議を進めることとしています。また、都市計画諸制度等を活用することを定め、用途地域や高度地区を変更するなどして、土地の高度利用と周辺への影響を考慮した建築計画を誘導することとしております。その他、周辺環境に配慮する土地利用の考え方として、所有者に検討を定めることを定めております。

その他、詳細につきましては、四ページ以降に記載をしております。当課の取り組みとしましては、四ページ下段、3の(1)、①に四つ記載をしておりますが、この考え方に基づきまして、旧林愛作邸の保存や活用に向けて庁内関係各課と連携しながら、所有者と協議、調整を進める一方、国や都などにも情報提供し、意見交換をしていくこととしております。

資料二ページから三ページにお戻りいただきまして、6、今後のスケジュールですが、十月に本日御報告をしました土地利用に関する考え方を周辺住民の

皆様に御説明することとしており、まちづくり、都市計画に関する取組みを記載のスケジュールで実施する予定であります。なお、記載はございませんが、先ほどの報告の繰り返しとなり恐縮ですが、旧林愛作邸の保存、活用に向けて、所有者や庁内関係所管、国や都などと協議、調整を進めてまいります。また進捗がありましたら、本教育委員会の場で御報告をさせていただければと思っております。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)梅丘図書館の指定管理者候補者の選定結果について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、梅丘図書館の指定管理者候補者の選定結果について御説明いたします。

まず、1、主旨でございますが、世田谷区立図書館条例第六条第三項に基づき、改築工事後の梅丘図書館の指定管理者の候補者の公募を実施し、令和八年二月からの指定管理者候補者を選定いたしました。当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和六年区議会第三回定例会に提出いたします。

2、施設名称及び指定管理者の候補者名等は、記載のとおりです。

3、指定期間は令和八年二月一日から令和十二年三月三十一日までの四年二か月です。

4、選定方法等ですが、(1)選定方法は、条例第六条に基づき、記載の期間

に事業者を公募いたしました。条例及び世田谷区立図書館館則に基づき、要綱で設置した世田谷区立図書館指定管理者選定委員会において、応募事業者より提出された事業計画書等を審査いたしました。

二ページにお進みいただきまして、(2)、(3)は記載のとおりです。

詳細は、後ほど五ページ以降の参考資料1、会議録要旨を御参照ください。

5、選定結果です。四ページの別紙、選定結果表のとおりですが、4の(1)財務審査及び(2)審査結果は、評価項目全てにおいて候補者が上回る結果となりました。なお、米印の財務審査の対象基準及び総合評価の合格基準は、両団体とも満たしております。

二ページにお戻りいただきまして、6、選定理由ですが、当該団体は、全国の公立図書館の指定管理者として豊富な実績とノウハウを有し、共同事業体を構成する小田急電鉄グループの協力の下、情報発信や施設維持管理を含めた安定した図書館運営が期待できます。また、第三次世田谷区立図書館ビジョンに掲げる三つの視点を踏まえた様々な事業提案や質の高いサービス提供体制が示されており、今後の区立図書館の先進モデルケースとして、他の区立図書館への波及効果にも期待できます。また、選定委員会で定めた評価項目に対する当該団体の主な提案といたしまして、(1)立地環境や地域性等を踏まえた図書館サービス業務の取組みは、記載のとおりです。

三ページにお進みいただき、(2)事業提案といたしましては、①羽根木公園と一体となった図書館運営、②ワークショップエリアの活用、③中高生世代の居場所づくり、④カフェエリアの取組みとなっております。これらについて、記載のとおり様々な具体的な提案をいただきました。

詳細は、後ほど九ページ以降の参考資料2、事業計画書を御参照ください。

なお、事業計画書は、個人情報や指定管理者のノウハウ等に係る部分は、候補者と調整の上、削除しております。また、資料には記載はございませんが、今

後、梅ヶ丘駅をはじめとする小田急線の駅周辺への図書館ブックボックス設置を検討しており、設置する際は運営協力をいただく旨、募集要項にも記載しておりますので、今後、共同事業体を構成する事業者が小田急電鉄グループということもあって、早々に協議を進めているところです。

7、今後のスケジュールについては記載のとおりですが、次回、九月五日の教育委員会で区議会提出議案に関する意見聴取を行う予定です。

説明は以上になります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（骨子案）について、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 私からは、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（骨子案）について御説明をいたします。

右肩の一ページ目を御覧ください。1の主旨でございますが、学校現場において教育不足が続く中、正規の勤務時間を超えて勤務することが常態化している学校現場をより働きやすい環境に変えていくことで、教育の質の向上及び持続可能な学校運営につながるようにしていくため、教育委員会として本プランを作成し、具体的な取組みを定めることといたしました。このたび、プランの骨子案を取りまとめましたので、御報告いたします。

2のプラン策定に向けた基本的な考え方につきましては、二ページ目以降の骨子案を基に御説明をいたします。三ページ目から二一ページ目にかけて

は、昨年度実施いたしました働き方改革アンケートや最新のデータに基づき学校現場の現状を紹介しております。

主な内容について御説明をいたします。五ページ目にお進みください。こちらにございますとおり、この六年間で約三分の一の教員が入れ替わり、急速に若年化が進んでいる状況がうかがえるかと思えます。

また、次に六ページ目にお進みいただいて、こちらにございますとおり、毎年、多くの教員の欠員、病休、退職により学校経営に影響が出ている状況もうかがえるかと思えます。

ページを飛んでいただきまして、一二ページにお進みください。一二ページから一三ページにございますとおり、教員は授業準備や児童・生徒の相談等への時間が十分に取れず、一方で、学級経営については、児童・生徒間の学力差や支援が必要な児童・生徒への対応等から、これまで以上に様々な知識や準備が必要な状況でございます。また、さらに教員の事務処理が多いという状況もございます。

一五ページ目にお進みください。こちらの下のグラフにございますとおり、中学校はこれに加え、部活動の指導が負担となっている状況がうかがえるかと思えます。

これらのポイントにつきまして、続きまして、二二ページ目にお進みください。こちらにございますとおり、教員の一日の働く時間帯別にまとめ、どの時間帯も仕事や事務で目いっぱいであることを確認し、下の①から④の改善ポイントをまとめております。各時間帯別の改善のポイントを踏まえて、次の二三ページの(2)に示しました七つの基本的な考え方に基づき取組みを進めてまいります。①、各小・中学校の自主的な改善の取組みについて、情報共有や成果の把握、運営面の支援などができる仕組みを構築してまいります。

二四ページにお進みいただいて、②、小学校高学年における教科担任制を導

入することで、時間が取れない小学校における授業の仕組みを変え、授業の質の向上を図り、教員の独自採用を本格化させ、若手教員の育成支援や急な休職や退職に対応できる体制を構築すると同時に、学校経営支援そのものを強化してまいります。

③、持続的な部活動の構築の観点から、教員が適切に部活動に関わることができるよう持続可能な支援体制を構築してまいります。

次の二五ページに進んでいただきまして、④、学校経営において発生する教員の事務を必要最小限とし、学校徴収金事務などについて新たな仕組み、手法を検討し、実施してまいります。

⑤学校経営における管理手法の見直しという観点から、学校施設の維持管理について、教員が担っている負担を軽減しながら、地域の中での学校施設の役割を持続的に果たせる体制を構築してまいります。

二六ページ目にお進みいただき、⑥学校と地域との強固な協力体制の構築という観点から、これまでの仕組みを効果的、効率的な制度に見直すとともに、子どもたちを地域全体で育てられる連携協力体制を構築してまいります。

⑦学校と教育委員会等との連携の強化として、教育委員会内での事務の一元化を図るなど、効果的な組織体制を構築するとともに、関係団体との連携を図ることなどで学校への支援の強化を図ってまいります。

続きまして、一ページ飛んでいただいて、二八ページを御覧ください。この基本的な考え方に基づき進めていく取組みの中でも、特に教員の負担感が高く、学校現場において変化を実感できるAからGの七つの取組みを緊急対策プランとしてまとめ、令和七年度から実施してまいります。

緊急対策プランとして取り上げた七つの事業の内容につきましては、次の二九ページから三〇ページ目に記述しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

続いて、三二ページにお進みください。本プランの推進体制でございます。教育委員会内でプロジェクトチームを組むだけでなく、教育課程検討委員会を立ち上げ、現場の教育課程に合わせ教育の質を向上させてまいります。

三三ページ目、今後の進め方についてでございます。一ページ目のかがみ文に記載の今後のスケジュールと同じ内容であり、九月の常任委員会に骨子案を報告し、その後、十一月の素案、二月の案に関する議会報告を経まして、三月にはプラン策定につなげてまいりたいと考えております。

なお、本プランでございますが、計画期間は四年間で、令和七年度から令和九年度を集中取組み期間とし、令和十年度に結果と課題を分析し、さらなる改善を図ってまいります。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。教育委員会では、令和五年度からせたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定に向けて、作成委員会を教育委員会事務局内に設置し、検討を重ねてまいりました。このたび、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

続いて、2、区が目指すインクルーシブ教育の基本理念でございます。本ガイドラインの取りまとめに当たり、次のとおり基本理念を定めました。

まず、(1)区では、障害のあるなしにとどまらず、様々な個性や背景、状況のあるすべての子どもが同じ場で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していくこと。また、(2)、大人側のこうあるべきというこれまでの観念を改めて見詰めなおし、現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていく。そのようにして、これまで進めてきた区の教育の知見を生かしつつ、住み慣れた環境の中で子どもたち一人一人が望む学びが行われるよう、できることから一歩ずつ前へ進めていくことでございます。

続いて、3、ガイドライン（素案）の主な内容でございます。まず、本ガイドラインは教員の意識改革を目的とし、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員をサポートするためのものとして作成しております。基礎知識や基本理念、推進していくための五つのコンセプト、日々子どもたちと接している教員の意欲の向上や不安の軽減を図るため、身近な区内での取組み事例やガイドラインの活用例を掲載していくものがございます。詳細については、この後、本編にて御説明いたします。

次に、4、意見聴取ですが、今後、九月十五日号の「区のおしらせ」に掲載し、区民意見募集を行うと同時に、九月二十二日にシンポジウムを行い、区民や当事者から意見を伺うとともに、小・中学校長会等を通じて学校関係者から意見聴取を行い、いただいた意見については案への反映を検討いたします。

5、今後のスケジュールにつきましては、二月に案としてまとめ、御報告する予定です。

右上の数字で、三ページ以降が本編となります。五ページ、六ページの第一章を御覧ください。ここでは、ガイドラインを読むに当たって、前提として踏

まえておいてほしいことを教育長及びガイドライン作成委員長の挨拶として記載しております。

五ページの教育長の挨拶では、世田谷区の現状や、大人がこうだと決めるのではなく、子どもを信じて待ち、寄り添う姿勢、意識が大人に求められること、本ガイドラインに基づき一歩ずつ推進していくことをうたい、六ページの委員長の挨拶では、インクルーシブ教育は全ての子どもたちが背景や能力にかかわらず、共に学び成長することを目指すものであり、本ガイドラインはその実現に向けた視点を示すとともに、学校や先生方をサポートするために作成したものであると、その目的を明確にしております。

七ページの第二章では、ガイドラインの位置付け・構成を記載しております。

八ページ以降の第三章では、インクルーシブ教育についての基礎知識やインクルーシブ教育の意味と意義、区が目指す姿をまとめました。特に九ページ中段において、世田谷区の現在の立ち位置を説明しております。

一一ページから一三ページは、インクルーシブ教育に関するこれまでの世界的な歴史について記載しております。

一四ページには、先ほど御説明いたしました基本理念を記載しております。

一五ページ、一六ページを御覧ください。基本理念に基づき五つの行動コンセプトを定めました。こうあるべきと大人が決めるのではなく、子どもたちの自己決定を促すこと、子どもたちの自己決定を実現するための環境を整えること、喜びや失敗を積み重ねて成長していく子どもたちを信じて見守ること、多様性への理解を深め、社会性や豊かな人間関係を育むために子どもたち同士の間を大切にすること、特別支援教育や子どもたちの多様な背景と支援の方法についての基礎的な知識及び技能など、教員の専門性を向上させること。この五つのコンセプトを掲げ、皆さんが今行っていることは、このコンセプト

を踏まえたものになっていきますかと問いかけ、これに基づいてインクルーシブ教育を進めていってもらいたいというメッセージを伝えております。

一七ページから一九ページでは、身近な区内の学校で実際に取り組まれている事例やガイドラインの活用例をまとめました。今後、案へ取りまとめる際に事例の精査を行い、望ましくない事例等についても盛り込む予定です。

二〇ページから二二ページは、ガイドラインの活用の仕方を記載しております。

二三ページ以降には、資料編として、今後、世田谷区の特別支援教育や、様々な背景を持つ児童・生徒についての現状、学校を支援する人材や資源等について記載する予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6) 姉妹都市教育交流事業等について、本件に関して、赤司副参事より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 姉妹都市教育交流事業等について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。区はこれまで、姉妹都市カナダ・ウイニペグ市、オーストリア・ドウブリング区、オーストラリア・バンバリー市と、区長や区議会による親善訪問団の訪問、小中学生の派遣訪問及び先方の訪問団の受入れによる交流事業を通して絆を深めてまいりました。

令和二年度より新型コロナウイルス感染症の影響で交流事業を休止しております。

ましたが、令和五年度から小中学生代表団の訪問を再開いたしました。

令和六年度は、ドウブリング区との姉妹都市提携四十周年を迎えるため、同区からの招聘に応じて、世田谷区長、世田谷区議会議長、世田谷区議会議員も同区を訪問し、姉妹都市提携再確認宣言書調印式等に出席いたします。

続いて、2の令和六年度姉妹都市教育交流事業等でございます。今年度の各姉妹都市との交流事業は、以下を予定しております。まず、(1)カナダ・ウイニペグ市につきましては、中学生代表団の派遣、受入れを行います。派遣、受入れ期間や人数は記載のとおりですが、受入れ期間については現在調整中でございます。

交流の内容としましては、市長等表敬訪問、中学校生徒同士の交流、それから、バディ制度に基づくホームステイ、こちらは世田谷区の中学生を受け入れていただいたウイニペグ市の家庭の中学生を世田谷区で受け入れるということでございますが、以上の内容を予定しております。

続いて、(2)オーストラリア・バンバリー市につきましては、小学生代表団の派遣、受入れを行います。派遣、受入れ期間や人数は記載のとおりです。

交流の内容としましては、市長等表敬訪問、学校訪問、こちらはお互いに小学校を訪問して、児童同士が交流いたします。それから、週末ホームステイを通じた体験などを予定しております。

続いて、(3)オーストリア・ウィーン市ドウブリング区につきましては、小学生代表団の派遣のみを行います。派遣期間や人数は記載のとおりです。

交流の内容としましては、市長等表敬訪問、学校訪問、こちらはドウブリング区の小学校を訪問して児童同士が交流いたします。また、今年度は姉妹都市提携四十周年ということで、記載の期間に姉妹都市提携四十周年記念行事への出席と、それに合わせて、区長や生活文化政策部長らによる小学生代表団交流の視察が行われる予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立中学校部活動地域移行の方針（素案）について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、世田谷区立中学校部活動地域移行の方針（素案）について御説明いたします。

区では、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会による報告書を本年三月末に取りまとめ、教育委員会への提言を行いました。この提言を基に学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（骨子案）についての視点も加え、今後の地域移行の方針（素案）について取りまとめたので、御報告をいたします。

まず、区立中学校の部活動の状況です。部活動は全部で三百九十四ございます。

次のページを御覧ください。(2)生徒の状況ですが、活動の負担がかかり過ぎない部活動や、公式の大会などに参加できる部活動など、生徒によってそれぞれ異なる意向がうかがえます。一方で、教員は、部活動の顧問はしたくないが三六・三%とある一方で、平日だけであれば従事してよいが一八・〇%となっており、顧問の負担軽減により関われる教員が増えることを示しています。

3、地域移行のためのトライアル事業の実施です。ここまで教員に代わっての技術指導、大会への引率、合同部活動、団体が運営する部活動の実施という観点からトライアル事業を実施してまいりました。検証結果としては八七・

九%の生徒がトライアル事業での部活動に満足、どちらかといえば満足と回答しており、教員については、外部指導員の指導が負担軽減につながると評価されています。生徒の満足度は概して高く、合同部活動や地域の指導者による部活動運営については、運営側の工夫で受け入れられるものと考えております。また、教員については、次のページに資料が続きますが、指導を続けたい場合もきちんと休めることが重視され、また、制度上、報酬がない、自己負担が生じる等への不満が見られます。

4、検討委員会報告書の内容です。世田谷区の部活動地域移行は、生徒を中心とすること、ストューデント・センタードの考えを基本とし、今後の部活動の在り方を記載のように取りまとめております。

5、方針（素案）の考え方につきましては、この後、御説明をいたします。

6、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

それでは、右肩四ページを御覧ください。2ですが、地域移行の方針（素案）についてです。(1)、地域移行は生徒にとって新たな価値をもたらすことから今後とも生徒が希望する活動はできるものとする、(2)、部活動の地域連携を基本として体制を構築し、部活動ガイドラインを遵守して行う、(3)、指導を希望する教員及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する、(4)、教育委員会、スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する、(5)、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていく、こうした方針で進めていきたいと考えております。

次に、地域移行のパターンです。部員数の多い、少ない、顧問を希望する教員の有無で四つのパターンに分類しています。パターン1は現在の部活動に負担軽減を図るもの、パターン2は教員を管理顧問とし、部活動運営を支援員に任せるもの、パターン3は合同部活動とするもの。パターン4は地域クラブへの移行としています。

右肩五ページを御覧ください。4、今後の検討手法・スケジュールです。令和七年度に対象の中学校を一枚選定し、新たな部活動運営を実施し、次年度以降の取組みにつなげてまいります。また、令和七年度末までに、全二十九校について土・日曜の部活動を部活動支援員が行い、顧問なしで実施できる体制をつくります。

5、令和七年度における新たな部活動運営における取組みです。(1)、選定校等における部活動支援員の時間数を増加します。

(2)、スポーツ振興財団により、選定校一枚について、部活動の顧問に代わり部活動支援員による運営及び全二十九校における部活動支援員の配置調整、支払い業務等を行います。

(3)、教員の審判資格に関する経費など、教員の自己負担について助成等を新設します。

(4)、令和五年度から実施しているトライアル事業については、令和七年度以降、部活動地域移行事業として継続して実施してまいります。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和七～九年度）（素案）について、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いします。

○中塩屋支援教育課長 世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和七～九年度）（素案）について御報告申し上げます。

1の主旨でございます。現在、令和四年三月に一部改定した世田谷区立小・

中学校特別支援学級等整備計画に基づいて、区立小・中学校の特別支援学級の開設整備等を進めてきました。今年度は三年ごとの計画の見直しの年となります。

これまでの就学相談件数や特別支援学級への入学、進学者の増加率の状況を踏まえ、特別支援学級の将来的な需要数を分析したところ、小・中学校の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級については早急な整備が必要であることが明らかとなりました。教育振興基本計画に基づき、特別支援学級を希望する児童・生徒の地域における学びの場の確保のために、令和七年度から令和九年度に取り組む整備内容を反映させた計画に改定するものでございます。なお、令和十年度以降の計画の改定については、令和六年度に策定予定のせたがやインクルーシブ教育ガイドラインに基づく、インクルーシブ教育の推進に資する体制整備の視点を踏まえたものとしていきます。

2の主な追加・変更内容についてです。既存の計画からの主な追加、変更内容としては、(1)、これまでの児童・生徒数の推移や特別支援学級の状況を踏まえて、今後の児童・生徒数及び学級数予測の反映をしたこと、(2)、インクルーシブ教育の推進、全ての子どもが地域で学ぶことを基本とすることを見据え、特別支援学級、特別支援教室の整備方針に長期的な目標を追記したこと、(3)、(1)、(2)を踏まえた令和七年度から令和九年度までにおける区立小・中学校における特別支援学級の新規開設の計画を記載したことで、以下の3の新たな整備計画の表にお示しのとおり、令和七年度から令和九年度に、小学校十一校、中学校五校の合計十六校に特別支援学級を開設する予定でございます。

それでは、三ページ目以降の素案に沿って御説明いたします。まず、四ページ目のはじめにを御覧ください。主旨でも御説明した改定の背景等を記載し、中段の部分に特別支援学級の設置を進めることがインクルーシブ教育に資する点として、通学の負担を軽減し、居住する地域での学びの実現、児童・生徒の

分散に伴う既存の特別支援学級の狭隘化の解消、特別支援学級で培われた指導方法の校内での共有による教員の指導力向上の三つを記載しております。

次に、六ページの第一章から一六ページの第四章までは、今後の計画を立案する上での基礎データを記載しております。ここでは、今後、児童数については減少傾向にあり、生徒数については大きく変わらずに推移していくことが見込まれること、就学、進学相談の件数が増加傾向にあること、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級に就学、進学する児童・生徒の増加が推計されることを記載しております。

一七ページ、第五章、特別支援学級・特別支援教室の整備に関する基本的な考え方にお進みください。(2)に整備方針を二つ掲げております。①長期的な目標ですが、インクルーシブ教育の推進、地域の学校で学ぶことを基本とすることを見据え、特別支援学級等を全小・中学校に設置することを将来的な目標としています。特別支援学級等の設置とインクルーシブ教育の推進により、各校の指導、支援力の向上を図り、教育環境の改善と地域の学校で学べる体制整備を進めてまいります。

②計画的な整備ですが、特別支援学級等を希望する児童・生徒数を中期的に予測し、学校の空き教室の状況、改築計画、地域偏在を踏まえた上で整備計画を策定し、計画的な学級の整備を推進します。特別支援学級等の設置は、人口推計、在籍児童・生徒数、就学相談等及びインクルーシブ教育の推進といった教育施策の変化などを踏まえて三年ごとに見直し、柔軟に整備計画に反映させていきます。

③は、現行計画に記載の方針と同様となっております。

一八ページからの第六章、小学校における特別支援学級の整備、二三ページからの第七章、中学校における特別支援学級の整備では、各学級における状況と予測を示すとともに、小・中学校ともに、知的障害学級、自閉症・情緒障害

学級の児童・生徒の増加が見込まれることを踏まえた開設計画を記載しております。

二九ページ、第八章、小・中学校における特別支援教室の整備にお進みください。小・中学校の特別支援教室についての状況を記載しております。中学校については、令和八年四月に開校する学びの多様な学校を教員配置する拠点校とするとともに、二九ページの表に記載の拠点校、巡回校のグループは、範囲が広いことなどを踏まえ、グループの再編を検討しております。

二ページのかがみ文にお戻りください。今後のスケジュールについては、4に記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(9)令和七年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、本件に関して、米倉乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 令和七年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について御説明いたします。

1、主旨でございますが、区立幼稚園八園、うち一園は幼稚園型認定こども園多聞幼稚園の令和七年度新入園児、三歳児・四歳児の募集の実施に関して報告するものでございます。

2、募集定員ですが、令和七年度の募集においては、幼稚園集約化の準備や多聞幼稚園での三歳児保育の開始もあり、各園で定員が異なっております。

給田、砧、八幡山幼稚園では、四歳児、各園六十八名、松丘、桜丘、三島、中町幼稚園では、四歳児、各園三十四名、認定こども園多聞幼稚園では、三歳児、十八名、四歳児、二十二名の合計三百八十名でございます。なお、松丘、桜丘、三島、中町幼稚園については、今後の集約化等計画の進捗状況等により募集定員を変更する可能性があること、また、集約化に伴う改修工事等のため、令和八年度以降に桜丘幼稚園は松丘幼稚園へ、中町幼稚園は三島幼稚園へ一時移転を予定しております。

3、募集要件等については記載のとおりでございます。

4、日程について、(1)募集内容・申込書配布は、令和六年九月一日から十六日までです。

(2)申し込み受付ですが、記載の三通りの受付方法で期間が異なってまいります。まず、①オンライン受付は電子申請の専用フォームでの受付となります。令和六年九月一日から十六日までです。次に、②郵送による受付は、乳幼児教育・保育支援課への郵送となり、九月一日から十三日までの消印有効となります。最後に、③各園での受付ですが、九月十一日から九月十三日まで各園での受付となります。

次ページへお進みください。(3)抽選及び入園予定者決定は令和六年九月二十四日、(4)支給認定証及び入園承諾書発送は令和七年三月上旬以降の予定です。

5、受付場所等ですが、募集案内と申込書の配布については、各園、乳幼児教育・保育支援課窓口にて行うほか、区のホームページからもダウンロードが可能となっております。なお、定員に満たなかった場合の欠員補充登録申込受付や随時入園申込受付は各園で行います。

6、周知方法ですが、区の広報紙「区のおしらせ せたがや」九月一日号に掲載するほか、区のホームページや幼稚園、図書館、児童館、まちづくりセン

ター、区広報板にポスターを掲示し、周知してまいります。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(10)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年九月の各課行事予定につきまして御報告させていただきます。

まず、教育委員会定例会の予定でございますが、九月五日に第十六回教育委員会定例会、また、九月二十四日に第十七回教育委員会定例会が予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしております。後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 (11)その他の連絡事項等はないですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 本日は、資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてください。

○知久教育長 それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います
が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、赤司副参事、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十時五十六分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時八分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は九月五日月曜日午後二時三十分から教育委員会会議室に

おいて開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第十五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時九分閉会